

○農林水産省告示第九百八十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月二十三日

農林水産大臣 山本 有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
岐阜県大垣市	平成二十九年七月一日
和歌山県海南市	平成二十九年十一月一日